平成30年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

23 府 省 庁 名 厚生労働省 No 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他(対象税目) 要望 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長 項目名 特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 要望内容 (概要) 従業員 1,000 人以下の中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却 資産の年間の取得価額の合計額300万円を限度に、全額損金算入できる制度。 特例措置の内容 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長が認められた場合、個人住民税、 法人住民税及び事業税についても同様の効果を適用する。(国税との自動連動を図る。) (所得税) 租税特別措置法第28条の2、租税特別措置法施行令第18条の5 関係条文 (法人税) 租税特別措置法第67条の5、第68条の102の2、租税特別措置法施行令第39条の28、 第39条の124 **—** (**▲**22. 169) 減収 「平年度」 $- (\triangle 22.169)$ [初年度] 見込額 「改正増減収額」 (単位:百万円) (1) 政策目的 要望理由 中小企業は我が国雇用の7割を支え、地域活性化の中心的役割を担う重要な存在である。平成30年10月 には消費税率の再引上げ及び軽減税率の導入が予定されている中で、中小企業の事務負担の軽減を図るとと もに、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上を図る。 (2) 施策の必要性 中小企業は人員確保が困難な中でバックオフィスに十分な人員を割けないことが多く、こうした中で、一定のス キルが必要な経理人材を十分に確保することは困難であり、本措置による減価償却資産の管理等に係る経理事務の 負担軽減は不可欠である。 中小企業庁が行ったアンケート調査によれば、本措置を利用した中小企業のうち、約半数がパソコンを取得して いる。また、情報機器や事務処理ソフトウェア等の関連設備も含めれば、本措置を利用した中小企業の約7割が、 直接・間接部門における事業効率向上につながる設備を導入している。 そのため、本措置により、減価償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減、少額資産の取得促進による事務 処理能力・事業効率の向上を図ることが必要である。 <参考1>中小企業における経理人数 平成20年:約2.7人 平成29年:約1.8人(▲0.9人) (出典) 「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)、「中小企業アンケー

ト調査」(中小企業庁)より算出。

<参考2>中小企業の従業員数過不足DIの推移

	平成 26 年		平成 27 年							
4-6 月	7-9 月	10-12 月	1-3 月	4-6 月	7-9 月	10-12月				
▲10.0 ▲11.7		▲ 12. 5	▲ 11. 9	▲ 11. 2	▲ 12. 9	▲ 14. 6				
	平成	28 年	平成							
1-3 月	4-6 月	1-3 月	4-6 月	1-3 月	4-6 月					
▲ 14. 0 ▲ 13. 3		▲ 15. 3	▲ 16. 2	▲ 17. 1	▲ 18.1					

(出典)「中小企業景況調査」(中小企業庁)

<参考3>中小企業全体におけるパソコン利用割合の状況

個人事業主: 平成 28 年: 31.6% (対前々年比 +0.4 ポイント) 法 人: 平成 29 年: 84.7% (対前々年比+1.7 ポイント)

(出典)

個人事業主:「個人企業経済調査」(総務省)

法 人:「中小企業アンケート調査」(中小企業庁)

本要望に 対応する 縮減案

ページ

23 - 1

	政策体系におけ る政策目的の位 置付け	基本目標 II 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標 5 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること 施策目標 1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・推進及び国民生活の安定 に寄与すること
	政策の 達成目標	中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上が図られたと判断される指標として、特に経理人員が少ない小規模企業(従業員数20人未満の企業での経理人員は1.1人と、中小企業全体平均を下回ることから従業員数20人未満の企業を小規模企業とする。)をメルクマールとする。個人事業主に関しては、従業員数20名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合5割への到達を目指す。また、法人に関しては、中小企業庁のアンケート調査での従業員数20名未満の法人におけるパソコン利用割合が、20名以上の法人の水準である9割への到達を目指す。
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	2年(平成32年3月31日まで)
合理性	同上の期間中 の達成目標	本税制措置の適用期間中における従業員数20名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合5割、及び従業員数20名未満の企業におけるパソコン利用割合9割への到達を目指す。
性	政策目標の 達成状況	 個人事業主(従業員数20名未満) 平成20年 28.5% 平成22年 27.6% 平成24年 30.8% 平成26年 31.2% 平成28年 31.6% 法人(従業員数20名未満) 平成20年 75.1% 平成22年 64.9% 平成24年 70.0% 平成27年 83.0% 平成29年 84.7% (出典) 個人事業主:「個人企業経済調査」総務省法 人:「中小企業アンケート調査」中小企業庁
有	要望の措置の適用見込み	平成 30 年度 541, 690 社(法人)、57, 170 者(個人) 平成 31 年度 560, 107 社(法人)、59, 114 者(個人)
効 性	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	本措置により、中小企業における事務の効率化に資する情報通信関連の機器が多く導入されており、また、中小企業における減価償却資産の管理や納税等に係る事務負担軽減、事業効率の向上等が図られている。

	当該要等 以外の 支援措施	税制上の	
	予算上 の要求に 及び金額		
相	の措	の予算上 置等と 項目との	
性	要望の措置の妥当性		中小企業は従業員数が少ないことが多く、また、一定のスキルが必要な経理人材を十分に確保することが困難であることを踏まえれば、少額減価償却資産の損金算入を認めることにより、減価償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減、パソコン等の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上等、中小企業の実態に即した効果が得られることから、措置として妥当である。また、「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)を利用した回帰分析の結果、少額特例利用額が1%増加すると、労働生産性が0.11%増加することが分かる。 LN(労働生産性(売上高/従業員数)) =3.89+0.11LN(資本ストック/従業員数)+0.11LN(少額特例利用額/従業員数)+0.22D(建設業)+0.03D(製造業)-0.08D(情報通信業)-0.07D
			(運輸業) +0.45D(卸売・小売業) +0.37D(不動産業) -0.12D(飲食業) -0.15(宿泊業) -0.41D(教育・学習支援業) -0.08D(その他サービス業) (備考)補正R2=0.32
		ページ	23-2

	〇少額減価償	釘却資産の特	特例の利用製	業種(平成	27 年度)							
	業種	建設業	製造業	運輸通信公益 事業		卸売業		小売業				
税負担軽減措置等の	割合 (%)	18. 2	14. 9	3.5		8	3. 0	9	. 4			
適用実績 	業種	不動産業	料理飲食	食旅館業	サービ 業	ス	その作	他				
	割合 (%)	7. 7	4.	. 7	28. 8		1. 6	j				
	(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」											
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績												
税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	取得促進に、設以降、例えいる。	えば、従業が ン利用割合 年(措置創 年	理能力·專員数 20 名	事業効率の に満の個))向上を) 人事業主	図る	らことを	を目的パソコ	シン利用	ていると	ころ、本	x措置創
前回要望時の 達成目標	中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上が図られたと判断される指標として、特に経理人員が少ない小規模企業(従業員数20人未満の企業での経理人員は1.4人と、中小企業全体平均を下回ることから従業員数20人未満の企業を小規模企業とする。)をメルクマールとして、個人事業主に関しては、平成30年度に実施する「個人企業経済調査」(総務省)での従業員数20名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合5割への到達を目指す。また、法人に関しては、平成30年度に実施する中小企業庁のアンケート調査での従業員数20名未満の法人におけるパソコン利用割合が、20名以上の法人の水準である9割への到達を目指す。											
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	中小企業におけるパソコン利用状況は、本制度創設時と比べて一定の改善が見られる。しかし、中小企業は、消費税率の引上げや円安による輸入価格上昇の影響等、業績見通しが立てにくい中で、全体として設備投資が抑制される傾向にあることから、目標達成には至っていない。 〈従業員 20 名未満の企業におけるパソコン利用状況〉 ・個人事業主 平成 28 年:31.6% ・法人 平成 29 年:84.7% (出典) 個人事業主:「個人企業経済調査」(総務省) 法 人:「中小企業アンケート調査」(中小企業庁)											
これまでの要望経緯	平成 15 年度 創設 平成 18 年度 損金算入額の上限を年間 300 万円とした上で 2 年間の延長(平成 20 年 3 月末まで) 平成 20 年度 2 年間の延長(平成 22 年 3 月末まで) 平成 22 年度 2 年間の延長(平成 24 年 3 月末まで) 平成 24 年度 2 年間の延長(平成 26 年 3 月末まで) 平成 26 年度 2 年間の延長(平成 28 年 3 月末まで) 平成 28 年度 従業員 1,000 人以下の事業者に限定し、2 年間の延長(平成 30 年 3 月末まで) 2 3 - 3											
					`							